		（略）	交点から真方位270°の方向へのびる直線、壱岐ＶＯＲと鹿児島ＶＯＲＴＡＣとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線及び鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位347°の方向へのびる直線により囲まれる区域（２のイ及びロに係るものを除く。）
（略）	（略）		

附　則

この告示は、平成三十年一月四日から施行する。

○国土交通省告示第千百四十三号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月七日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前

独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率（以下「支払金の支払期間等」という。）は、次の表のとおりとする。

支払期間	据置期間	利率	
		据置期間中	据置期間後
（略）	（略）	○・二パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	○・二パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

備考

1　（略）

2　（略）

独立行政法人都市再生機構法（以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率（以下「支払金の支払期間等」という。）は、次の表のとおりとする。

支払期間	据置期間	利率	
		据置期間中	据置期間後
（略）	（略）	○・一五パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）	○・一五パーセント（用地取得費に出資金を充てる場合の当該出資金に相当する額の部分については、無利子）

備考

1　（略）

2　（略）

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十九年十月十二日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

官庁報告

国家試験

平成29年度秋期情報処理技術者試験合格者

平成29年度秋期情報処理技術者試験のうち基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験の合格者を平成29年11月15日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成29年12月7日

経済産業大臣　世耕　弘成